

関西照明器具工業協同組合 部品部会慶弔見舞金規程

(目的)

第 1 条 本規程は、関西照明器具工業協同組合部品部会登録会員の慶弔に関する事項について定めることを目的とする。

(慶弔見舞金の種類)

第 2 条 慶弔見舞金は、慶弔金と見舞金とに分ける。

(受給手続き)

第 3 条 慶弔見舞金の給付を受けるべき者は、速やかにその事実を事務局に申し出なければならない。その事実があつてから 30 日以内に申し出がないときは、給付しない事がある。

(結婚お祝い金)

第 4 条 結婚の当事者が、以下の時は祝金を給付する。

(1) 部品部会登録員本人もしくは常時出席者が結婚の時(初婚のみ)

30,000円

(弔慰金)

第 5 条 次の弔事があつた場合に弔慰金を給付する。

(1) 本人が死亡したとき (檜または供花一对と香典)

30,000円

(2) 配偶者が死亡したとき (檜または供花一对と香典)

20,000円

(3) 実父母が死亡したとき (檜または供花一对と香典)

10,000円

(配偶者の父母は含まない)

(4) 子女が死亡したとき (檜または供花一对と香典)

10,000円

(5) 供花をしない場合は、それに準じて、¥5,000円を支給する。

(傷病見舞金)

第 6 条 本人が傷病、事故入院の場合に見舞金を給付する。

(1) 傷病、事故により、その療養期間が2週間以上に及んだとき

10,000円

(その他)

第 7 条 その他、特に必要と認める場合、又はこの基準により難しい場合においては、部会長及び副部会長がその都度相談の上、実施するものとする。

2 本規程に基づき金品を受領したものは、その返礼は行わないものとする。

付 則

この規程は、平成27年10月1日から実施する。